

東埼玉資源環境組合の「ごみ収集車の搬入路」に係る基本的考え方

【定義】

「搬入路」とは、ごみ収集車が搭載したごみを第一工場または第二工場に搬入するため通行する道路をいう。

【搬入路の基本的考え方】

1. 幹線道路を選択すること

- ・国道、県道などの幹線道路や拡幅整備された道路を通行すること
- ・別紙「ごみ収集車の搬入路」のとおり

2. 幹線から外れた生活道路の通行は避けること

- ・住宅地の中や、狭く曲がった道路などは通行をしないこと

3. 決められた搬入路が渋滞するときは、1 の道路を避けながら、早めに幹線道路に復帰すること

4. ごみ処理施設周辺で通行禁止エリアは通行しないこと

- ・地元住民との協議の中で、通行禁止としたエリアは通行しないこと